



# 那須塩原市は令和6年度から「コミュニティ・スクール」を導入します！



子どもは**地域の宝**です。  
学校だけでなく、**地域の大人**が協力し合い、子どもたちの学びと成長を支えていく。  
そして、**地域住民同士**のつながりをつくり、もっと**素敵なまち**にして子どもたちに手渡したい。  
そんな願いを込めて、那須塩原市は「**コミュニティ・スクール**」に取り組んでいくことにしました。



- これまでは地域学校協働活動をとおして「**学校を核とした地域づくり**」に取り組んできました。
- それを踏まえ、令和6年度から3年間をかけて、市内の全小中学校27校にコミュニティ・スクールを導入し、「**地域とともにある学校づくり**」にも取り組んでいきます。
- 学校が、地域の人々と一緒に、5年後、10年後の子どもと地域の未来を考えていくのが「**コミュニティ・スクール**」です。

大切なのは**大人と子どもが一緒に活動**することです！（**地域学校協働活動**）

- 大人と子どもが一緒に活動することで、子どもは大人から「**人とつながることの楽しさや喜び**」を学びます。
- 大人は、子どもたちのために協力して活動することで、**大人同士のつながりをつくり、協力し合って生活する地域**をつくります。



学校



※地域学校協働活動



地域



## 【コミュニティ・スクールとは】

- **学校運営協議会**という「**会議**」を設置した**学校**のこと。  
学校と地域住民、保護者が力を合わせて**学校運営**と**地域づくり**に取り組むための仕組み。

## 【地域学校協働活動とは】

- 大人と子どもが一緒に活動し、人々のつながりをつくり、強めたりする活動のこと。  
これまで行ってきた**学校や地域の連携**による授業や学校行事、**学校支援ボランティア**など。  
(例：読み聞かせボランティア、田植え・稲刈り体験、奉仕活動、地域行事への参画)

## ● 導入スケジュール

地域学校協働本部 設置地区 (事務局公民館)	学校名	地域学校協働本部 設置年度 (中学校区)	コミュニティ・スクール 導入年度 (各学校)
三島中学校区 (三島公民館)	三島中学校	平成 30 年度 ※3 中学校区に 本部を設置	令和 6 年度 ※8 校に導入
	三島小学校		
	槻沢小学校		
	西小学校		
黒磯北中学校区 (稲村公民館)	黒磯北中学校	令和 6 年度 ※8 校に導入	令和 6 年度 ※8 校に導入
	稲村小学校		
	東原小学校		
塩原小中学校区 (塩原公民館)	塩原小中学校		
東那須野中学校区 (東那須野公民館)	東那須野中学校	令和 7 年度 ※3 中学校区に 本部を設置	令和 7 年度 ※10 校に導入
	大原間小学校		
	波立小学校		
西那須野中学校区 (西那須野公民館)	西那須野中学校	令和 7 年度 ※3 中学校区に 本部を設置	令和 7 年度 ※10 校に導入
	東小学校		
	南小学校		
	大山小学校		
日新中学校区 (とようら公民館)	日新中学校	令和 7 年度 ※3 中学校区に 本部を設置	令和 7 年度 ※10 校に導入
	豊浦小学校		
	鍋掛小学校		
黒磯中学校区 (黒磯公民館)	黒磯中学校	令和 2 年度 ※2 中学校区に 本部を設置	令和 8 年度 ※9 校に導入
	黒磯小学校		
厚崎中学校区 (厚崎公民館)	厚崎中学校	令和 2 年度 ※2 中学校区に 本部を設置	令和 8 年度 ※9 校に導入
	埼玉小学校		
	共英小学校		
高林中学校区 (高林公民館)	高林中学校	令和 3 年度 ※2 中学校区に 本部を設置	令和 8 年度 ※9 校に導入
	高林小学校		
	青木小学校		
箒根学園区 (ハロープラザ)	箒根学園		

### 【地域学校協働本部とは】

- 多くの幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進しやすくする体制のこと。本市は市内全 10 中学校区に公民館を事務局として本部を設置しており、それぞれの本部で、地域の特色を活かした活動を行っている。

### ● コミュニティ・スクールになるってどういうこと？

保護者の代表(PTA会長)や地域住民の代表(コミュニティ会長や自治会長)、地域学校協働活動推進員などの方々を「学校運営協議会員」として選出し、**学校運営に関する会議(学校運営協議会)を開催する学校になるということ**です。

委員は学校を運営するパートナーとして、学校長の作成する学校運営の基本方針を承認したり、学校の抱える課題について協議を行ったりします。

保護者や地域の方が学校運営協議会委員として学校運営に関わり、家庭、地域、そして学校が一体となって子どもたちの成長を支える「地域とともにある学校」になるための仕組みがコミュニティ・スクールです。



### ● 学校評議員制度はどのようなもの？

本市では、学校長が必要に応じて学校運営に関して保護者や地域の方々に意見を聞くことを目的に、「学校評議員制度」を導入してきました。「開かれた学校づくり」に向け、役割を果たしてきたこの制度ですが、今後は、校長の求めに応じて個人的に意見を述べてきた体制から、合議体として一定の権限と責任をもって学校運営そのものに意見を述べるようになる「コミュニティ・スクール」を導入していくこととなります。そのため、コミュニティ・スクール導入後は、学校評議員制度は廃止となり、学校運営協議会へ発展していくこととなります。



### ● 学校運営協議会員はどのように決めるの？

委員については、学校長の推薦を受け、教育委員会で任命します。コミュニティ・スクールについては「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」によって定められております。そこには、学校の所在する地域の住民や対象学校に在籍する児童生徒の保護者、地域と学校をつなぐコーディネーターである地域学校協働活動推進員などが委員となるよう記載されています。

